

国営整第156号
国土政第238号
国都事第22号
国都市第415号
国都街第85号
国都公緑第242号
国都下事第339号
国河治第211号
国道地環第46号
国住備第179号
国住街第255号
平成19年3月30日

北海道開発局
各地方整備局
内閣府沖縄総合事務局
関係事業担当部長 あて

国土交通省
大臣官房官庁営繕部 整備課長

土地・水資源局 土地政策課長

都市・地域整備局まちづくり推進課長

市街地整備課長

街路課長

公園緑地課長

下水道部 下水道事業課長

河川局

治水課長

道路局

地方道・環境課長

住宅局

住宅総合整備課長

市街地建築課長

都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について

近年、地球温暖化との関連も指摘される局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、都市に降った雨水を河川等へ排除できないことによる浸水被害が頻発している。例えば、地下街等の地下空間への浸水は人命に関わる重大な被害に繋がるおそれがあるほか、道路冠水による交通機能の障害などは都市機能に多大な影響を及ぼすこととなる。これらの背景には、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進んだことや、市街化の進展により地下へ浸透する雨水の量が減少し雨水が短時間に集中して流出するようになったことなどによる都市の浸水被害ポテンシャルの増大がある。

都市に降った雨水は河川への直接流出分や地下への浸透分を除いてその大半を下水道により排除するものであるが、施設の計画規模を上回る降雨が頻発しピーク流出量も増大している状況において浸水被害をできる限り軽減させるためには、雨水の排除のみにより対応することは合理的とはいえず、地域全体で雨水の流出抑制、すなわち「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした貯留浸透に積極的に取り組むことが重要である。

雨水の貯留浸透については、これまでも各事業においてそれぞれの目的のもとに施設整備等を実施しているところであるが、上記を踏まえ、より一層、関係部局が協調して相互に連絡調整を緊密に行い、事業連携を積極的に推進することとしたので、その旨を貴管内の都道府県、政令指定都市に周知するとともに、必要に応じて助言されたい。

また、貴管内の地方公共団体において、関係部局等が連携して雨水貯留浸透の取り組みを行う場合には、所管事業について特段の支障がない範囲で必要な事業の実施及び支援措置を講じられたい。